

東国敬神道場概要

東国敬神道場発行

(昭和十三年版)



0052981001

0052981-001

279.5-144

東国敬神道場概要

東国敬神道場・編

東国敬神道場

昭13至14年版

昭13至14

AHP

279
144

東國敬神道場概要



(昭和三十三年版)

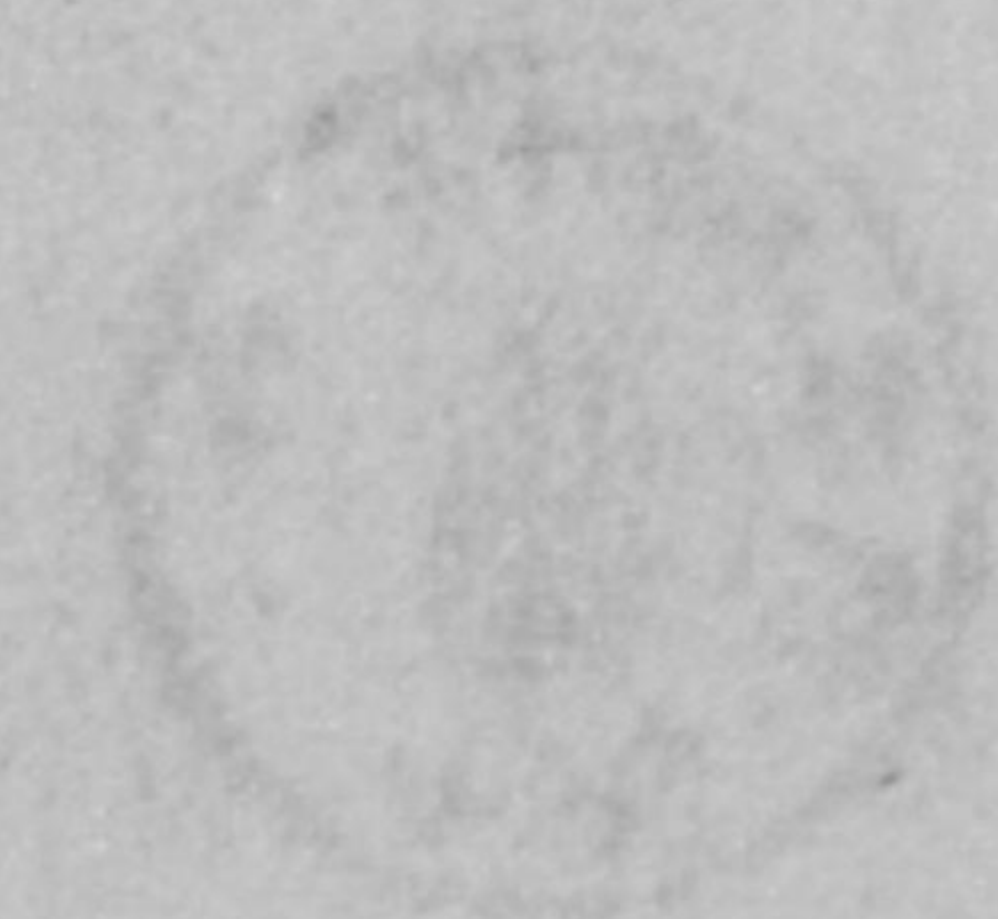
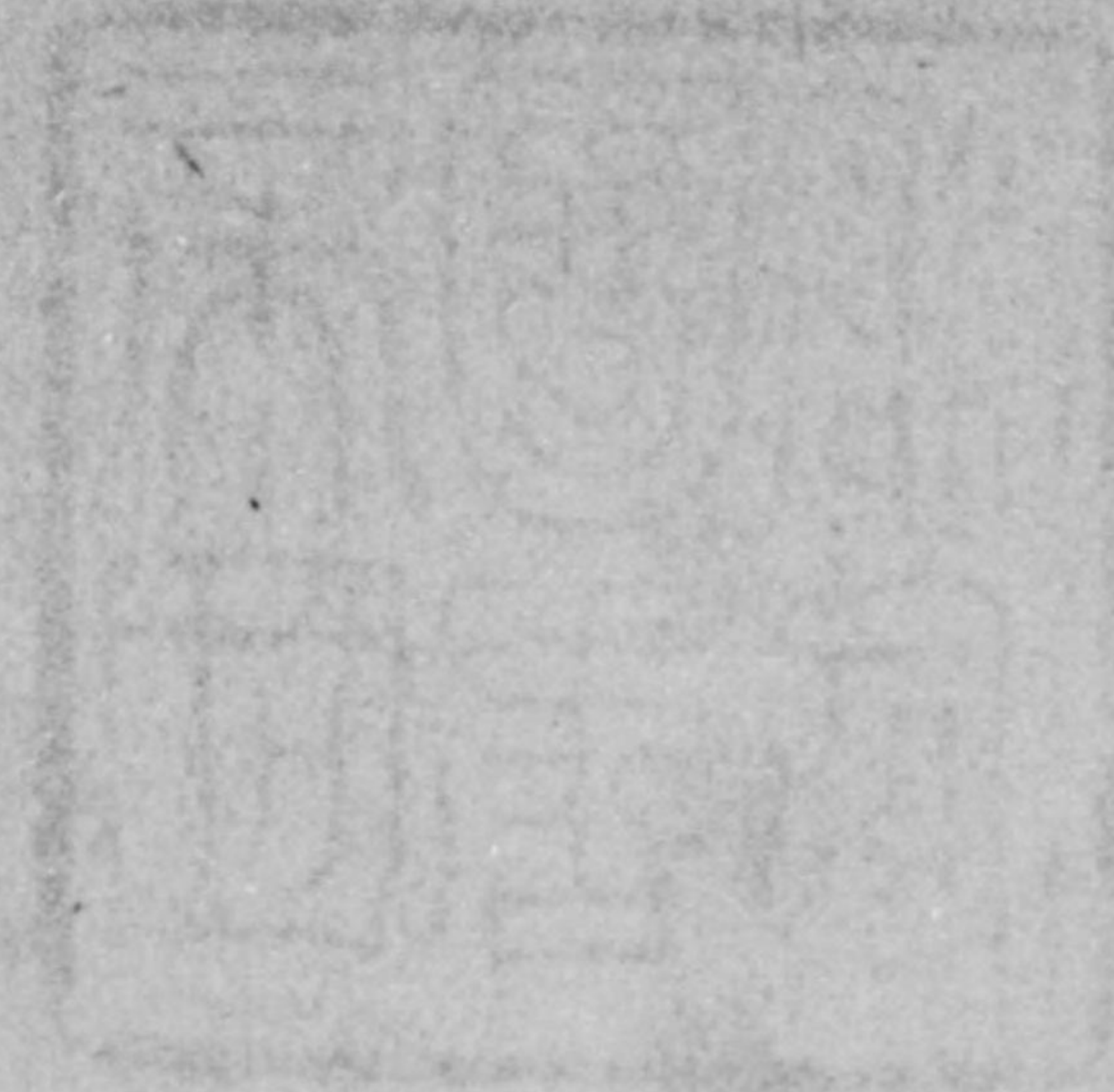


東國敬神道場概要 (昭和十三年版)





李王殿下
御成の光景



はしがき

行幸記念、聖旨奉戴の赤誠を以て、縣民一同の淨財に依りて營まれた本道場は、極めて順調なる經過を辿つて、茲に創立第三年を迎ふるに至つた。

曩に昭和十一年六月、高松宮同妃兩殿下の御成を仰ぎ、昨十二年四月李王殿下の御成を辱うし、此の重ねての光榮に浴し只管感謝感激に堪へざるところである。

本道場設立の趣旨たる敬神崇祖の精神の高揚は當時の社會情勢に鑑み、極めて緊切なるを惟はしむるものがあつたが、創立年餘にして今次の支那事變の發生を見、愈々以て時代の要求に依り道場の生れた感を深からしめる次第である。

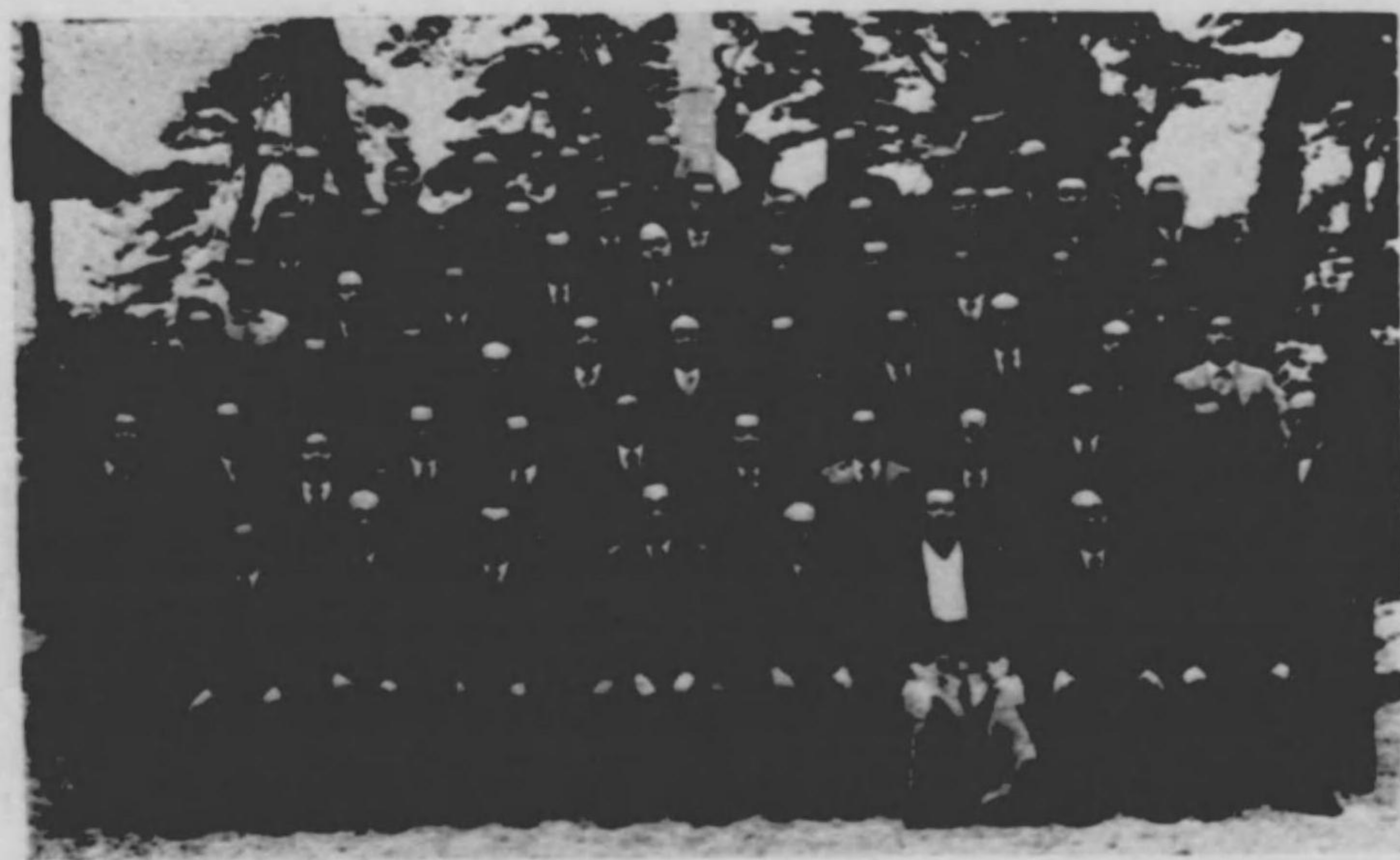
或は事變下に於ては道場事業の閑散を憂うる向もあつたが、事實は寧ろ利用の度を増して、時に道場職員の過勞を思はしむる有様である。素より我國民性として斯あるべきであつて、甚だ悦びとするところである。是れ一に縣民の深き理解と有識者各位の易らざる支援の結果と信するのである。

國民精神總動員の體制下に於て、道場使命の一層重要性を加へつゝあるに鑑み、職員一同は一意奉公以て本道場使命の達成に一段の精進を期するところである。幸に各方面の御協力を望んで息まない次第である。

本冊子は本道場の精神使命を一層明瞭にし、併せて過去一ケ年の過程を明確ならしむる爲其の概要を集録し以て將來の参考とする意である。

昭和十三年四月

東國敬神道場



國民精神總動員講習會記念撮影



靜座



作業

6-879
441

目次

| | |
|----------------|----|
| 一、本道場建設の由來 | 一頁 |
| 一、建設の趣旨 | 一 |
| 二、建設地 | 二 |
| 三、東國の意義 | 三 |
| 四、建設の使命及び道場規則 | 四 |
| 二、道場の使命及び道場規則 | 六 |
| 三、李王殿下の御成 | 八 |
| 四、訓育講習の概況 | 九 |
| 一、講習の種類及び内容 | 九 |
| 二、入場者心得及び場内心得 | 一〇 |
| 三、訓育講習實施の狀況 | 一七 |
| イ 利用狀況一覽 | 一九 |
| (一) 昭和十二年度利用狀況 | 一九 |

(二) 月別利用状況一覽表

昭和十二年度利用團體一覽表

五、本道場の豫算 〇

六、道場顧問及び職員 二

七、受講者の感想 三

一、本道場建設の由來

一、建設の趣旨

昭和九年の秋上毛を中心とする陸軍特別大演習の舉行せられた砌、天皇陛下には錦旗を本縣下に進め給ひ、十一月十七日國幣中社買前神社に御親拜あらせられ、親しく敬神の洪範を昭示せさせ給ふたのである。縣民上下只々感激措く處を知らず、至誠を披瀝して奉公を誓ひ奉つた。仍て深遠なる 聖旨を奉じ、敬神崇祖の大義を宣揚せんが爲に昭和十年五月本縣官民合同の下に敬神崇祖精神高揚事業期成會が組織せられるに至つた。



其の趣旨に、
 「天日本は神國なり。此の言我が國體を闡明して餘蘊なし。げにや日神長く統を垂れ給ひて茲に萬那無比の皇國を由來す。是を以て列聖最も神祇を重んじたまひ、祭祀の恒典早く備はる。臣子たるもの仰ぎて報本反始の誠を效し、以て彝倫の大道を暢べ、天長地久の皇運を扶翼し奉れり。然るに西歐文明の弊を受けて、多く精神文化の類廢を馴致し、忠信孝悌の道、責任犠牲の念、日に月に銷磨せんとす。凡そ此の如きは敬神の大道、崇祖の本義を遺るるの一事に率由すといふべし。昨秋畏くも 聖上陛下本縣下行幸に際し、國幣中社買前神社に御親拜あらせられ、敬神の洪範を昭示せさせ給ふ。恐懼眞に感激に堪へざるものあり。抑上野は早く經津主命、豊城入彦命、日本武尊の諸神東國の開拓經營に従ひたまひし處にして、上毛野君は豊城入彦命の王孫御諸別王より出でて永くこの土に國造たり。是に於て特に親王の任國たり。神城 靈地擧げて敷ふべからず。これを仰ぎて遠く東國開拓の勳業を偲び、これに報賽して祭祀を篤らするもの、抑又大孝を申ぶる所以にあらざらんし、乃ちここに敬神の大道、崇祖の本義を宣揚せんが爲めに、廣く淨財を募り、一ノ宮買前神社の社頭に聖域を卜して、敬神道場を建設し、以て肇國の大精神を闡明し、ますます我が國體を明徴する一大教化道場たらしめ、且徴古資料を蒐集し、以て古代文化の遺蹟を偲び悠久なる皇國進暢の跡を懐ひ、又久しく祀られざる古墳を修めて之を顯彰し、祖國上野の開拓に勳業を著し給ふ諸神の靈に報賽し、報本反始の赤誠を披瀝し、大に日本精神作興高揚の機縁たらしめんとす。是れ一は以て敬神の大道を昭示せさせ給

ふ聖旨に報い奉るの途たると共に、一は以て行幸を記念し、ますます國民的信念を確立し、國運の進展に貢獻する所以の道にして、我等の當に全力を傾倒すべきものたるを信ず。庶幾くは我等の微衷を汲み、來つて此の舉を授けられんことを。

斯くて淨財は日を追うて集り期成會は貫前神社の境内東方の接續地を選んで道場建設の工を起し昭和十一年三月を以て落成を告げ、之を縣に寄附する事になつた。

是に於て縣は同會の趣旨に則り之を東國敬神道場と命けて、豊城入彦命が東國統治の勅を拜せられし四月十九日をトして落成式を舉行し、男女青年團員を初め學生其他廣く縣民一般の精神修養の道場として之を經營する事となつたのである。

二、建設地

本道場は群馬縣北甘樂郡一ノ宮町にあつて國幣中社貫前神社東方に接續して丘陵の東端に建てられてゐる。頭を回らせば南に鱈川の清流を隔て、御銜銚の連峰を指呼のうちに眺め、西には甲信國境の山岳連り、東方遠く關東の沃野を隔て、遙かに筑波の峰を望み、北に秀麗なる榛名の連嶺、嵯峨たる妙義の奇峰聳え立ち、淺間の噴煙の虚空に昇るを見る。

神域森嚴の氣四邊に漂ひ、松籟颯々、心氣自らにして清澄する處である。蓋し精神修養を本領とする本道場建設の地として絶好の場所である。

國幣中社貫前神社の祭神は經津主命である。命は磐筒男磐筒女二神の御子に在して、天孫瓊々杵尊御降臨に際し、武甕槌神と共にこの國土に使用して大國主命と御國譲りのことを議し給ひし國家鎮護の武功神であらせらる。御鎮座は今を距ること凡そ一千四百年、第二十七代安閑天皇元年三月十五日であつて、この地は固大國主命の御子建御名方の神との對陣に際し、本營を置かれし故地なりと傳へられてゐる。經津主命は我が國開闢の武神であり、東國地方開拓の祖神であらせられるので朝廷の御尊崇夙に厚く、第四十代天武天皇白鳳二年三月十五月初度の御奉幣があり。次で貞觀元年長くも第五十六代清和天

皇宸筆勅額の御奉納ありと傳へられ、醍醐天皇の朝、延喜式には既に名神大社に列し、當時天皇御一代一度の大神寶御進獻に預る社の一に數へられ、上野神名帳には正一位拔銚大明神と見えてゐる。尙上野國一ノ宮として公家武家を始め遠近衆庶の尊崇極めて厚く、明治四年國幣中社に列格せられた。

昭和九年十一月陸軍特別大演習に際し群馬縣下に行幸の砌同月十七日長くも當社に行幸あらせられたのである。

三、東國の意義

抑々東國の名稱は中部、關東、東北の總稱であつて或は「あづま」とも、「東日本」とも呼ばれるのであるが、此の東國一帯の地に對して上代の諸神が、其の御經營に如何に御苦心遊ばされしかを偲び奉るに、天孫御降臨以前既に經津主命、武甕槌命の二神は此の地に足跡を印せられ、荒ぶる者等を平定して東國開拓の魁をなされ、神武天皇の御代天富命は勅を奉じて東國に下り、沃壤の地を求めて麻穀類等を栽培なされ、爲に人々は生を安んずるに至つたのである。

第十代 崇神天皇の御治績は何人も知る如く、東國開拓教化に特に大御心を注ぎ給ひ四道將軍御派遣に當り、孝元天皇の皇子大彥命を北陸の地に、命の御子武渟河別命を東海東山二道方面に遣はされ、二神はゆくゆく教化を敷き給ふた。更に天皇は第一皇子豊城入彦命をして東國統治の任に當らしめ給ふた。即ち日本書紀の 崇神天皇御紀に依れば、「四十八年春正月己卯朔戊子 天皇、豊城命、活目尊に勅して曰く、汝等二子慈愛共に齊し、いづれを嗣に爲むことを知らず。各宜しく夢みるべし。朕夢を以て占へむ。二皇子是に於て命をうけたまはり海沫^{うみはら}みて祈みて寢たまへり。各夢を得たまひつ。あけぼのに兄豊城命夢の辭を以て天皇に奏して曰さく、自ら御諸山の嶺に登りて、東に向きて八廻^{やちゑ}弄槍^{なげ}し、八廻^{やちゑ}擊刀^{うち}す。弟活目尊夢の辭を以て奏して言さく、自ら御諸山の嶺に登りて、繩を四方に纏^{まと}へて粟を食む雀を逐る。則ち 天皇相夢^{あひむ}して、二子にかたりて曰く、兄は則ち^{ひよ}片に東に向きて當に東國を治すべし。弟は是れあまねく四方に臨みて宜しく朕が位を繼ぐべ

し。夏四月戊申朔丙寅、活目尊を立て、皇太子と爲たまふ。豊城の命を以て東國を治めしむ。是れ上毛野君、下毛野君等の始祖なり」とあり即ち今より一千九百八十八年（昭和十三年）前の四月十九日に、東國統治の勅を拜せられたのである。

又 景行天皇の皇子日本武尊の東夷征討の御治績は歴史上あまりにも有名な事實である。

以上述べた如くに東日本の地をして、今日あらしめた上古の列聖及び諸神の御偉業御勳績に對し奉り、此の地に在るものとして報本反始の赤誠を致し、御靈を慰め奉ることが臣子の本分として當に然るべきである。此の志を深く考慮して本道場の建設に當り特に東國の文字が選ばれた次第である。

四、建設の経過及び規模

(1) 建設の経過

- 一、昭和十年五月十三日 敬神崇祖精神高揚事業期成會結成、北甘樂郡一ノ宮町國幣中社貫前神社境内東傍に敬神道場建設計畫決定。
- 一、同 年七月十二日 大江國風建築塾に設計委嘱。
- 一、同 年八月廿二日 敬神道場基本設計完成。
- 一、同 年九月十九日 地鎮祭舉行。
- 一、同 年十二月十四日 上棟祭舉行。
- 一、昭和十一年三月三十一日 敬神崇祖精神高揚事業期成會より群馬縣へ敬神道場移管申請。
- 一、同 年三月卅一日 敬神道場竣成。
- 一、同 年三月卅一日 群馬縣は昭和十一年四月一日より東國敬神道場設置の旨を告示し、併て東國敬神道場規則を制定公布す。

則を制定公布す。

- 一、同 年三月十九日 東國敬神道場落成式舉行。

(2) 規模

本道場の敷地は東西凡そ百十七間、南北凡そ三十四間の長方形をなし、總面積二千八百六十四坪である。建坪は三百七十坪二合五勺にして、他は國旗掲揚場、運動場及庭園である。

建物構造は簡潔典雅なる純日本造平家建にして、講堂、職員室、事務室以外は概ね疊敷となし、日常生活に則して座作、進退寢食の間自ら修養に精進するに適當せしめたものである。建物の設備は概要左の如くである。

| | | |
|-------------|----|----------|
| 講堂 | 神殿 | 手洗所 |
| 講堂 (六〇疊) | | 玄關 |
| 控室 (一六疊) | | 下足置場 |
| 豫備室 (八疊) 二室 | | 波廊下 |
| 來賓室 | | |
| 客間 (一五疊) | | 湯殿 |
| 次の間 (一〇疊) | | 手洗所 |
| 茶の間 (四疊) | | |
| 應接室 (八疊) | | 食堂 (二九疊) |
| 玄關 (一〇疊) | | 湯臺 |
| 場長室 (一〇疊) | | 湯殿 |

- 事務室 (一〇疊)
- 豫備室 (六疊)
- 二ノ口玄關 (八疊)
- 談話室 (三六疊)
- 宿泊室 (一〇疊) 六室
- 洗面所
- 手洗所
- 勝手土間
- 自轉車置場

二、道場の使命及び道場規則

本道場の使命は道場建設の趣旨に於て既に其の大様は明かであるが、更に項を分けて述べて見れば、

道場規則第一條に示す如く訓育講習の對照は「男女青年又ハ學生其ノ他修養ニ志ス者」であつて、年齢にも職業にも又は性的にも何等の制限は無いのである。併し實際問題としては男女青年團員及び學生が中心であり、次では矢張青年期にある工場従業員及び商店従業員等が擧げられるのである。尙ほ右學生と言ふのは大休中等學校四年生以上としてゐる。

次に本道場の根本精神たる「敬神崇祖ノ大義」に就ては格別の説明なくとも此の大道は我が國民道德の根本であり、且つ又人倫の大道であるので極めて明瞭であつて、日本人として此の精神を解せぬ者はないのであるが、兎もすれば物質的に走り此の精神が輕んぜられる今日の狀態に於て、特に強調の必要を痛感するのである。

申すまでもなく我が國は一大家族國家であつて皇室と人民とは祖先を同じくし、義は君臣情は父子とは國民確固不動の信念である。而して三千年此の方斯くも正しく統制され、天壤と共に窮りのない國家である。敬神崇祖の精神も亦此の信念に基くものであつて、忠孝と相通じ一本である。此の信念なくして眞の日本精神は論ぜられないと思ふのである。換言すれば

敬神崇祖の大義は日本國民の天稟なりと言ひ得る。此の天稟を益助長發展せしむる事が、現代帝國內外の情勢に顧み最も肝要なるは論を俟たざるところである。

次に「有爲活潑ナル皇國ノ人材ヲ鍊成スル」とは一言にして言へば、右の敬神崇祖の精神を實踐躬行することに依つて、自ら達せられるのである。併しながら社會の組織は益複雑を加へ、人生の行路は愈苦難煩悶を増す狀態にあつて、これを勇敢に切り開いて進み行く處に人生の妙味があり、そこに修養の重要性が考へられるのである。一口に修養と言へば精神方面を意味するが、全人格的修養は知的方面・精神方面・體育方面の三拍子揃つて、始めて完全と言ひ得るのである。本道場は専ら精神修養に重點を置いて居るのであつて、其の方法に至つては生活即修養の建前を以つて、感恩報謝・謙虛自省・實踐躬行をモットーとして實施してゐるのである。勿論知的體育的方面を度外視する譯ではないのである。

之を要するに本道場の方針は理論の追求よりは察る實行を本體とし、黙々たる行の中に自己反省と環境の認識を深め、前途の希望を把握せしめ自己の天職を通じて、國家に御奉公を勵み得る人物を鍊成することを庶幾するに外ならないのである。

次に本道場規則を掲げる。

東國敬神道場規則 (昭和十二年三月三十一日 群馬縣告示第一六八號)

第一條 本道場ハ男女青年又ハ學生其ノ他修養ニ志ス者ニ對シ敬神崇祖ノ大義ニ則リ必要ナル訓育又ハ講習ヲ施シ以テ有爲活潑ナル皇國ノ人材ヲ鍊成スルコトヲ以テ目的トス

第二條 本道場ニ左ノ職員ヲ置ク
道場長 教諭 書記

- 第三條 道場長ハ道場生ノ訓育講習其ノ他ノ事務ヲ掌理シ所屬職員ヲ統督ス
 教諭ハ道場長ノ命ヲ承ケ道場生ノ訓育講習ニ任シ場務ヲ分擔ス
 書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス
 - 第四條 本道場ニ第二條ノ職員ノ外囑託講師及道場醫ヲ置クコトヲ得
 - 第五條 本道場ニ顧問ヲ置ク
 顧問ハ知事之ヲ推舉ス
 顧問ハ知事ノ諮問ニ應シ本道場運営上重要ナル事項ニ付意見ヲ開陳シ必要アルトキハ建議ヲナスコトアルモノトス
 顧問ノ會同ハ毎年一回以上トシ知事之ヲ招集ス
 - 第六條 道場生ノ入場退場ニ關スル事項及訓育講習ニ關スル事項ハ道場長之ヲ定ム
 - 第七條 道場生ハ進テ道場内ニ止宿スルモノトス 但シ道場長ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス
 - 第八條 所定ノ訓育講習ノ課程ヲ履修シタル者ニハ其ノ證ヲ授與ス
 - 第九條 道場生ノ訓育講習ニ關スル費用ハ特別ノ事由ナキ限り之ヲ徴收セス
 - 第十條 道場長ハ事務上必要アリト認メタルトキハ知事ノ認可ヲ經テ本則ニ掲クルモノノ外別ニ規定ヲ設クルコトヲ得
- 附 則
 本則ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

三、李王殿下の御成

李王殿下に於かせられては、陸軍士官學校教官の御資格にて、圖上戰術演習の爲御來縣の砌、昭和十二年四月十六日辱
 くも本道場に御成遊ばされた。

時は方に道場構内の櫻花吹雪の如く散りしく中を、君島本縣知事の御案内にて貫前神社御參拜の上正午間近に本道場に御着
 き遊ばされ、道場職員及び開催中の利根郡新治村女子青年團講習員一同正門内にて謹んで御迎へ申上げた。斯くて殿下には

貴賓室にて御少憩御晝餐の後石原道場長及び鈴木一ノ宮町長に謁を給ひ、次いで知事の御案内にて講堂・宿泊室・食堂・炊
 事場等場内限なく御巡覽遊ばされた。

此の日聊か殿下の御旅情を御慰め申上ぐる爲、尺八の名手高橋空山を招き午後一時より講堂に於て、古曲數番を吹奏御聽
 聞に達せし處、殿下にはいと御満足の御様子にて午後一時三十分諸員奉送裡に御立ち遊ばされた。

殿下の御成は寔に本道場無上の光榮なると共に親しく御視察を賜り、しかも尺八御聽聞の際は特に職員並に講習員に陪聽
 を許されしは一同の齊しく恐懼感激に堪えざるところである。

四、訓育講習の概況

一、講習の種類及び内容

本道場は男女青年團を初め商工従業員、學生其の他に對して精神修養を爲さしむるを目的とするのであつて、總て道場内
 に宿泊せしめて之に適切なる訓育講習を爲すを本體とするものである。

一、講習の種類

イ、道場主催の講習 道場名を以て道場生を募集する場合にして、例へば縣下男(女)青年團指導者講習、縣下男(女)青
 年團幹部講習等の如きものである。講習の人員は凡そ五十名、講習の日數は三日乃至六日間としてゐる。

ロ、各種團體主催の講習 各種團體に於て道場生たらんとする者を募集の上道場に申入れて道場所定の講習を受ける場合
 にして、例へば群馬縣聯合男(女)青年團主催縣下男(女)青年團指導者講習、同幹部講習、各都市聯合男(女)青年
 團主催男(女)青年團幹部講習、各町村男(女)青年團主催幹部養成講習等の如き、其の他教員會、學校其の他各種團
 體に於て主催し訓育を受けるものにして、縣下は勿論縣外よりの申込にも應ずるものである。

講習の人員は凡そ五十名とし、講習の日数は青年團指導者及び幹部等の場合は四日乃至六日間とし、町村單位青年團にあつては一泊二日乃至二泊三日間とし、其の他は團體の希望に應じて道場長に於て決定する。

二、講習の内容

講習の内容は團體の種類に應じて異なるのであるが、凡て訓育は道場生の自覺的實踐を本領とし、自律自治、克く一致協力して修養研鑽せしめることを期してゐる。即ち宿泊講習を爲すに當つては、講習日数の多寡を問はず必ず閉講式及び閉講式を嚴肅に舉行し、朝は必ず神殿に參拜して後所定の朝の行事を行ひ、夜は就寝前必ず夜の行事を行ふのである。其の他講習の内容について男女青年團體に課してゐる修養日課の標準は別表の通りである。但し起床時間は時季により幾分の差がある。

三、講習の申込

道場主催の講習にあつては、募集公告中に申込の手續一切について之を指示する。各種團體主催の講習にあつては、其の團體より直接道場に申込用紙を請求し、その交付を俟つて之に所定の事項を記入して送付し、道場長の許可を受けるのである。

二、入場者心得及び場内心得

(1) 入場者心得

一、費用

道場主催の講習にあつては、道場生の支辨すべき費用は募集公告に於て公示する。

各種團體主催の講習にありては、訓育講習に關する費用は特別の事由なき限り之を徴收せざるも、食費・光熱料・寝具使用料・印刷費等は講習の日數に應じて之を徴集す。然して一泊二日(四食)の講習に在つては、一人當り六拾錢を要し尙ほ玄米一升持參の場合は(現在の相場にして)金參拾錢に換算する。

道場への往復はなるべく自轉車利用或は徒歩を希望するが、上信電車利用の場合は、道場生に限り五割引を受けることが出来るから、豫め道場より割引證を受ける事。

二、服装

洋服又は袴着用の事。

特に男女青年團員にあつては、青年團服若くは青年學校制服を着用する事。

三、携帶品

座紙、手拭二本、洗面用具、雜記帳、筆記具、寢卷、足袋又は靴下穿替、女子は体操用として草履又は運動靴襪等。

四、道場に到着の際は通用門より入場し、直ちに來意を告げ職員の指揮を受ける事。

(2) 場内心得

一、一般的心得

- 1 本道場は有爲活潑なる皇國の人材を鍊成する修養道場にして、敬神崇祖を本領とし、何事も實踐躬行する事。
- 2 本道場は團體的訓練を本體とするものなれば、自律互讓の精神を持し、時間を嚴守し、集合作業等敏捷に事を處する事。

二、受講者の心得

- 1 静肅を旨とし謹聴する事。
- 2 要點を筆記し後日の参考に資する事。
- 3 講話に對する質疑は、原則として夜間の懇談の際になす事。

三、行事及び作業の心得

- 1 朝夕の行事は嚴肅を旨とし、左の順序に依る事。

(1) 朝の行事は神前行事、宮城遙拜、國旗掲揚、朝の挨拶、朝の朗誦、体操、貫前神社參拜等。

(2) 夜の行事は夜の朗誦、静坐、夜の挨拶等。

- 2 作業は愛場と感謝の念を以て、親切丁寧に行ふ事。

四、物品に對する心得

- 1 常に清潔整頓に注意し、器物を使用した時は必ず元の位置に整理し置く事。
- 2 不用の電燈を消し水道栓の締をよくし、洗面所等に紙片類を放棄せざる事。
- 3 指定以外の室及び物品を使用する場合は、必ず職員の許可を受くる事。
- 4 履物は常に廻れ右をして、正しく揃へる様心掛くる事。
- 5 貴重品は職員に保管方を依頼する事。

五、食事の心得

食事に對しては感謝の念を以つて、偏食好き嫌の念を起さざる事。

食事作法は一同食卓につき、飯汁等を盛りて用意をなし、暫し黙念、食前感謝の言葉「此の食物が食卓に上る迄には幾多の人々の努力と、神佛の加護あることを思ひ深く感謝致します。私共の精進の足らざるに此の食物を受くる事を過分に

思ひ、美味いからとて貪る心、不味いからとて厭ふ心を起しません。頂きます。」と指導者の指圖により一齊に唱へ、箸を取り靜にいただき食事終らば亦一齊に「御馳走さま」と挨拶して、食器具を所定の位置に整理し室を退く事。

六、就寝及び起床の心得

- 1 就寝後には猥りに床を離れ、或は雑談する等安眠を妨げぬ様留意する事。起床合圖前も亦同じ。
- 2 起床後は直に寝具を元の如く正しくたゝみ、所定の位置に整頓し、身仕度洗面をなし朝の行事を待つ事。

七、入浴及び便所の心得

- 1 入浴の際は豫め外にて身体を洗ひ流して、然る後に入浴し特に手拭は浴槽に入れざる事。
- 2 入浴中石鹼は用ひざる事。
- 3 湯水は最少限度に使用し、洗桶使用後は元の場所に置く事。
- 4 入浴は一班毎に順次間斷なく進行する事。
- 5 便所使用に際しては特に清潔に留意する事。
- 6 扉を軽くノックし先入者の有無を確かめ、靜に開閉する事。

八、其の他の心得

- 1 講習期間中外出する場合は、場長の許可を受くる事。
- 2 作業後は手足を洗濯所にて洗ふ事。
- 3 道場講内に啖唾を猥りにせざる事。
- 4 喫煙は禁止の事。但し講習員の種類により許す事あり。
- 5 此の外總て職員の指揮に従ふ事。

| 年 青 子 女 | | 年 青 子 男 | |
|--|--------------------------|--|--------------------------|
| 容 内 | 程 課 | 容 内 | 程 課 |
| 朝の行事 神宮殿 朝の旗 朝の掲揚 朝の挨拶 朝の参拝 | 起 床 洗 面 | 朝の行事 神宮殿 朝の旗 朝の掲揚 朝の挨拶 朝の参拝 | 起 床 洗 面 |
| | 朝 行 事 | | 朝 行 事 |
| | 清 掃 | | 清 掃 |
| | 朝 食 | | 朝 食 |
| | 静 坐 | | 静 坐 |
| 国民道徳 産業精神 女子の務 等 | 修 身 及 公 民 科 | 国民道徳 産業精神 青年の務 等 | 修 身 及 公 民 科 |
| 女子青年 の經營 社會教育 一般等 | 社 會 教 育 科 | 青年團の 經營 社會教育 一般等 | 社 會 教 育 科 |
| | 晝 食 | | 晝 食 |
| 家庭經理 家庭料理 家庭衛生 | 家 庭 科 | 農 業 工 業 商 業 | 職 業 科 |
| | 唱 歌 舞 踊 | | 吟 詠 唱 歌 舞 踊 |
| 草 取 掃 除 整 理 炊 事 | 作 業 | 草 取 掃 除 事務處理 耕 作 | 作 業 |
| | 入 浴 | | 入 浴 |
| | 夕 食 | | 夕 食 |
| | 紹 介 研 究 懇 談 映 畫 | | 紹 介 研 究 懇 談 映 畫 |
| 夜の行事 朗誦 静坐 夜挨拶 | 夜 行 事 | 夜の行事 朗誦 静坐 夜挨拶 | 夜 行 事 |
| | 就 眠 | | 就 眠 |

| 期 間 | 時 刻 | 行 事 | |
|--------|---------|-------------------|-------|
| | | 第 一 日 | 第 二 日 |
| 前 5.00 | | | |
| 5.30 | 朝 間 行 事 | 起 床 洗 面 | |
| 6.00 | | 朝 行 事 | |
| 6.30 | | 清 掃 | |
| 7.30 | | 朝 食 | |
| 8.00 | | 静 坐 | |
| 10.00 | 晝 食 | 講 話 | |
| 12.00 | | 晝 食 | |
| 後 1.00 | 間 行 事 | 閉 講 式 | |
| 3.00 | | 講 話 | |
| 4.00 | 行 事 | 吟 詠 唱 歌 舞 踊 | |
| 5.00 | | 入 浴 | |
| 6.00 | | 夕 食 | |
| 7.00 | | 紹 介 懇 談 | |
| 8.00 | 夜 間 行 事 | 映 畫 | |
| 9.00 | | 夜 行 事 | |
| 9.30 | | 就 眠 | |
| 10.00 | | | |

男女青年團體修養日課表 (敷泊講習の場合)

男女青年團體修養日程表 (二泊講習の場合)

開閉講式の順序は次の通りである。

- 開 講 式 次
- 一、一同着席
 - 二、一同敬禮
 - 一、開扉
 - 一、一同禮拜
 - 一、國歌齊唱
 - 一、令旨奉讀(青年團關係)
 - 一、主催者挨拶
 - 一、場長挨拶
 - 一、宣誓
 - 一、閉扉
 - 一、一同敬禮
 - 一、順次退場

- 閉 講 式 次
- 一、一同着席
 - 一、一同敬禮
 - 一、開扉
 - 一、一同禮拜
 - 一、國歌齊唱
 - 一、修了證授與(講習種類ニ依リ省略スルコト)
 - 一、主催者挨拶
 - 一、場長挨拶
 - 一、答辭
 - 一、閉扉
 - 一、一同敬禮
 - 一、順次退場

三、訓育講習實施の状況

昭和十二年四月一日より本年三月末日迄の過去一ケ年間に於ける訓育講習實施の状況は別表(一)(二)に示す如く、講習會の回数八十八、其の日數二一〇日、受講者總人員三二九四名に達し、前年度に比して回数に於て五回を増し、受講者人員に於て一六〇名の減少を示してゐる。講習會の回数の増加に反し受講者人員の減少は、前年度の經驗により一回の人員の餘り多きを避けた爲である。

次に講演會、協議會等の回数二一、其の日數二二日にして一五八四名の参加者があつた。右の合計は使用日數二二一日、人員四八七八名の多數に達してゐる。

講習の種類又は範圍は次の利用團體一覽表に掲げるところで明かであるが、範圍は大部分縣内であつて、縣外としては協同會政策學院學生、日本青年協會主催全國青年學校教練科指導員、東京營林局林務講習生、勤勞者教育中央會主催隣接六縣勞務擔當者講習會の四團體である。

講習種別は青年團關係が最も多く、全体の五割以上を占め、次で中等學校生徒關係が二割、次で官吏、工場従業員、教職員、商店従業員其他である。

右の如く多種多様の講習中、本年度に於ける稍特色ある二三につき其の大様を略記すれば次の通りである。

(一) 夏季中學校生徒修養講習會

夏季休業中に於ける生徒の餘暇を利用し、ともすれば不規律の生活に流れ勝ちな休暇を最も意義あらしむべく、厳格な規則的な生活の中に、精神の修養と併せて宿題其他の自習及び受験準備の便利に資すべく、本道場主催の下に開催したものである。

期間は八月二日より全六日迄の五日間、一日の日程は午前四時起床、午前二時間午後一時間都合三時間の自習時間を設

け、午後一時より二時迄一時間の午睡時間を置いたのが他の講習と著しい相違である。講習参加者は縣下各中學校より推薦せられた三十一名であつたが、大部分は上級學校入學志望であつて、孜孜として努め、黙々として自習する有様は快心の至りであつた。本年度初めての試であつたが、相當の効果を收め得たと信じ今後も實施する豫定である。(別項感想文参照)

因みに右受講者を推薦學校別に示せば左の如である。

| | | | |
|-------|----|-------|----|
| 前橋中學校 | 九名 | 桐生中學校 | 二名 |
| 高崎中學校 | 四名 | 太田中學校 | 三名 |
| 藤岡中學校 | 五名 | 沼田中學校 | 四名 |
| 澁川中學校 | 四名 | | |

(二)受講者再講習會

本道場に於ける講習中一町村單位の青年團講習會が相當多數に上るのであるが、大体皆一泊講習であつて、調育上遺憾の點が尠くないので補強的の趣旨から、受講者中より一團休數名宛の希望者を募り、道場主催の下に再講習を行ふことを計畫し、本年度は男女各一回宛實施したのであるが、再講習受講者の感想文にもある通り、極めて有意義と考へられるので、今後引き続き實施する方針である。

(イ)第一回再講習會

昭和十二年五月十日より十二日迄の三日間開催。講習員は富岡、岩野谷、尾澤、伊勢崎、水上、三野谷、妙壽の七町村青年團よりの十六名であつた。人員は農繁期の折柄として少數であつたが、講習員は非常に眞剣に三日間を過した。

(ロ)第二回再講習會

昭和十二年十二月二十四日より二十六日迄三日間開催。講習員は東横野、額部、磐戸、一ノ宮、馬山、富岡の六町村

女子青年團よりの三十五名であつた。年末多忙の折にも不拘豫定人員の参加を見、講習員は、寒さを物ともせず、熱心に行じ感銘深きものがあつた。

(ハ)多野郡聯合女子青年團再講習會

多野郡聯合女子青年團にては昭和十一年の事業として、本道場に於て前後十回に互り一泊講習會を催され、其の受講人員は實に四百五十名を算したのである。其の熱心其の努力は大に多とするとあつて、道場に於ては前示單位青年團の例に準じて、右十回の受講者を二分して二回に互り再講習を道場主催の下に開催したのである。ところが再講習受講の希望者が多く聯合團の幹部は其の人選に苦しめられたとのことであつて、誠に愉快な話である其の第一回は昭和十二年十二月六日より八日迄三日間、参加者四十五名(各町村に割當てたもの)第二回は十三年三月二十二日より二十四日迄三日間、参加者五十一名、執れも前記の再講習に劣らざる成果を收め得たこと、信ずる。

イ 利用 状 況 一 覽

(一) 昭和十二年度利用狀況

| 種 別 | 回 數 | 總 日 數 | 總 人 員 | 延 人 員 |
|--------|-----|-------|-------|-------|
| 講習會 | | | | |
| 青年團關係 | 四七 | 一一〇 | 一七三二 | 四四九六 |
| 中等學校生徒 | 一八 | 四〇 | 七四〇 | 一六二〇 |
| 教職員關係 | 三 | 七 | 一二五 | 二七二 |
| 官公吏關係 | 八 | 一七 | 三四五 | 七四四 |
| 工場従業員 | 七 | 一五 | 二二〇 | 四七八 |

| 二十 | | | | 月 一 十 | | | |
|-----------------|------------|-------------|------------------|--------------|-----------|--------------|----------------|
| 二〇一 | 一四一 | 一〇一 | 六一 | 二九一 | 二八 | 二四一 | 二〇一 |
| 二 | 四 | 二 | 三 | 二 | 一 | 四 | 二 |
| 北甘樂郡 | 吾妻郡 | 北甘樂郡 | 多野郡 | 吾妻郡 | 北甘樂郡 | 群馬縣 | 北甘樂郡 |
| 富岡高等女學校四年生西組講習會 | 聯合青年團幹部講習會 | 小野村女子青年團講習會 | 聯合女子青年團幹部受講生再講習會 | 聯合女子青年團幹部講習會 | 額部町青年團講習會 | 松井田町國防婦人會講演會 | 縣下都市女子青年團幹部講習會 |
| 四二 | 四三 | 四六 | 四五 | 四二 | 二八 | 三〇 | 一 |

| 月 一 | | | | 月 二 | | | |
|-----------------|----|----|----|------------|----|-------------|--------------|
| 二五 | 二〇 | 一九 | 一八 | 一七 | 一四 | 一〇 | 九 |
| 四 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 一 |
| 群馬縣 | 全 | 全 | 全 | 群馬縣 | 全 | 北甘樂郡 | 山田郡 |
| 中川、六郷、長野村青年團講習會 | 全 | 全 | 全 | 縣下市町村吏員講習會 | 全 | 妙義町女子青年團講習會 | 大間々町女子青年團講演會 |
| 四二 | 四八 | 四五 | 四九 | 四九 | 四九 | 三一 | 三一 |

| 月 | | 三 | | 月 | |
|--------------|-------------|-----------------|--------------|--------------|-------------|
| 二六―三〇 | 二二―二四 | 一九―二〇 | 一六―一八 | 一一―一二 | 七―九 |
| 五 | 三 | 二 | 三 | 二 | 三 |
| 勢多郡 | 多野郡 | 高崎市 | 群馬縣外五縣 | 全 | 多野郡 |
| 聯合處女會講習會 | 聯合女子青年團再講習會 | 碓氷社高崎製絲工場従業員講習會 | 勞務擔當者講習會 | 多野青年修養道場生講習會 | 八幡村女子青年團講習會 |
| 聯合女子青年團幹部講習會 | 農會農事講習生講習會 | 原町青年學校生徒講演會 | 聯合女子青年團幹部講習會 | 聯合女子青年團講習會 | 南橋村青年團講習會 |
| 四九 | 三五 | 二〇 | 四〇 | 三〇 | 四九 |

二元

五、本道場の豫算

昭和十三年度歳出經常部

| 款 | 項 | 目 | 金額 |
|-----|-------|------|---------|
| 教育費 | 敬神道場費 | 修繕費 | 一〇、三五二圓 |
| | | 雑給 | 五、四〇〇 |
| | | 講習會費 | 一、七七七 |
| | | 場費 | 二、五五〇 |
| | | 給 | 一、六一二 |
| | | 給 | 三、一六三 |

六、道場顧問及び職員

一、東國敬神道場顧問

- 公 伯 貴
- 伯 伯 族
- 院 院 議
- 議 長
- 公 伯 伯
- 伯 伯 伯
- 德 松 酒
- 川 平 井
- 因 頼 忠
- 順 壽 正

二元

| | |
|-------------|-------|
| 貴族院議員 | 關屋貞三郎 |
| 明治神宮宮司 | 有馬良橋 |
| 樞密顧問官 | 陸軍大將 |
| 貴族院議員 | 奈良武次 |
| 東京帝國大學名譽教授 | 吉田茂 |
| 東京帝國大學名譽教授 | 黒板勝美 |
| 文部省専門學務局長 | 山川建 |
| 東京府知事 | 館哲二 |
| 大日本聯合青年團理事長 | 香坂昌康 |
| 樞密顧問官 | 荒木寅三郎 |
| 鐵道大臣 | 中島知久 |
| 貴族院議員 | 深井英五 |
| 東京文理科大學名譽教授 | 岡峰岸米造 |
| | 網部榮信 |

二、縣職員

| | |
|---------|-------|
| 群馬縣知事 | 土屋正三 |
| 全學務部長 | 中川剛毅 |
| 全社會教育課長 | 杉山榮一郎 |

三、東國敬神道場職員

| 職名 | 就職年月日 | 氏名 |
|-----|-------------|-------|
| 道場長 | 昭和十一年四月一日 | 石原太藏 |
| 教諭 | 全 | 石原太藏 |
| 企 | 昭和十三年一月三十一日 | 堀越一二三 |
| 企 | 昭和十三年三月三十一日 | 金田公平 |
| 書記 | 昭和十一年四月一日 | 岩瀬澄 |
| 囑託 | 昭和十二年三月十三日 | 菅貞好 |

七、受講者の感想

一 女子青年團員

昭和十二年四月十六日此の日こそ私達が永遠に記念すべき日で御座います。一ノ宮敬神道場に我が新治村女子青年團員三十餘名の講習生が到着いたしましたのは同日午前十時で御座いました。偶然にも 李王殿下御成り遊ばすとの報に私共は緊張裡に殿下をお迎へ申し上げたので御座います。あゝ何たる光榮で御座いませう。畏れ多くも昭和九年秋 聖上陛下行幸の記念として建設されましたこの意義深い道場に、はからずも又殿下をお迎へ申し上げることの出来ましたことは私共女子青年團のこの上ない光榮で御座います。其の上御前演奏の御席にお供し

上げることさへ出来まして、誠に天の與へた賜と唯々感激の他御座いません。この日を始めとする私共講習生に一層努力せよと鞭打つて下さいますものゝ如く力強く感ぜられました。

御熱必な諸先生の御教訓も強く胸に刻まれ、將來家庭の主婦として子弟の成育に或は男子を授けて銃後の花ともなる重い使命を持つ私共にとつて、かうした清淨な場所での寢食を共にしてお互が修養に勵むことは誠に意義深い價值あるもので御座います。畏れ多くも私共青年團に賜りました御令旨に國運發展の基は青年の修養に須つこと多しと宣はせられました。

拜するだに畏い極みで御座います。私共女子の任務の重大なることを痛感いたすのであります。尊い感激と諸先生のお教へとを永く胸にしめて進み 御令旨の御趣旨に従ひ奮勵努力して、世界に類なき國体を守り聖恩の萬分の一に副ひ奉る覺悟で御座います。

夏季中學校生徒講習會の一中學生

清澄たる精神修養地敬神道場、眼前には秀麗なる山々横はり、かたはらには尊崇極めて厚く壯嚴言を極めたる貫前神社がある。我等はこの修養地にて五日間の長い間を夢の間に過した。家庭にて不規則な生活にひたつてゐた我等が規則正しく毎日を過した事はそれはつらい事であつた。然しその辛い中につかりした嚴やかな氣持、敬神崇祖の念、勤勞の精神を植えつけられた。

食前感謝の言葉、その言葉は簡單なれど我等の空いた腹には食事毎に深くしみ入つた。食後道場長さんの御製拜唱、致らぬ我等の頭にもしみと感ぜられるものがあつた。

諸先生の修養講話は暑さに打ち勝つて行く我等の胸の奥深くしみ入るものがあつた。若人の進むべき途又如何にして社會の爲に盡すか。又如何にして我が身を修養して行くか、我等は諸先生の指示された目標に向つて、宏遠な前途に向つて邁進した。

我等はこの五日間の修養により胸を廣く持つたのは勿論しつかりした腹をぬる事が出来た様な氣がした。我等は不言實行、感恩報謝の念をしつかりと胸に秘め若人の運命を熱と意氣と努力とによつて開拓して行きたい。そうして諸先生の御好意の萬分の一にも報いる覺悟である。

第一回再講習會の一員

私はこの再講習を受けて丁度四回目である。道場での経験はレコードホルダーでなくとも相當の飯は食べた方だと自分乍らさう思ふ。

道場の先生方と本當に心から語り、打ちとけて話す機會があつてもなんとなく遠慮し勝ちな自分であつたが、この再講習こそ自分の聞いて見たかつた事を思ふまゝに質問出來、又先生もよく御指導下さつた事を心から感謝し居る次第である。

この再講習が本當に談話的で又講習員の親密さは一層増し非常に明朗さを加へた講習であつた事を深く喜ぶものである。神社に對しての正確なる認識を得た事は此の上もない修得であり、又道場の使命の一つである「敬神崇祖の大義」がこの事によつて一層明瞭になつた。さまざまな苦難にぶつつかつた時の心構へはどうすればよいのか、如何にして進んだらいいのか、それらの問題を先生と一緒に研究し質問して教を乞ふと言ふ事は本當に尊い事だと思ひました。只私が特に感じた事は

氣をかかせる、即ち人に先んじて總べてをやつてやると言ふ事よりも一人々々が自覺し道場の使命に向つて邁進すると言ふ全人格的な修養を目的の一つとしてゐる事が認識された。黙々たる行の中に靜かに自己反省をして、ゆるみ勝ちな平凡な家庭生活にもつとく強く生きたいと思つてゐる。

第二回再講習會の一員

「赤城嶺遠く陽に映ゆる」口ずさめば心に蘇へるあの道場の雰圍氣、力強い御聲が耳にはつきり聞えて来る。涙するばかりの嬉しさである。

年末の忙しい中にも心地よく、心樂しく、寒さも忘れて再び歩む聖路。辿り着けば先づ炊事場のおばさんに聲をかけられ我が家へ歸りし様なる感じ、氷る手足もはや解ける思ひ、懐しの先生方や皆様にお目にかゝれば様子が知れたる爲か最初からなごやかな心である。社會教育課長の有益な御講話も拜聴させて頂き御指導の先生方の御配慮には唯々感謝の外はない。

食事も前回よりは美味しく頂け、掃除、作業、入浴等いづれも楽しくそして容易に行ふことが出来全くの樂天地の感である只々感謝で一杯である。時間が許すならばもう少し作業の時間を與へて欲しく、炊事も風呂も人々の努力を借りず、自分達の手でさせて頂き度く思ふ。致らぬ私共にかく不自由をさせぬ如く遇されては相濟まぬ。それだけに對してもつとく私共は精進せねばならない。

他の各團の經驗、活動ぶりを聞き、私共の團の未だ力無く徹底し居らぬを恥しく思ひ、以後は皆様と同様モンペイ姿にて野に山に町にも現代の女性として勇ましく立ち行かんことを誓ふ。

緊張の中にも剛らかに過したる三日間を懐しく思ひ、願はくは日本全女青の此の地に來られんことを。青年團は世の中を淨化する清水の貯水池であると。民族的にも社會的にも大なる使命を負ふ私達女青、この責任の益々重大なる今日に於て私共歩みの未だく低きを嘆くと共に如何に努力せばよろしき哉日夜苦心致し居る次第である。御教訓の數々を胸にしめ、よき家、よき日本と、千里の旅の一步步只管向上の一路を辿り度く念願致し實踐躬行に邁進せん。

別れを惜しみつゝ道場の丘を見返りく歸路に着く、早速團長に報告すれば窮屈ではなかつたかとの問、私は勿体なしと答へしのみ、「皇城の北水清く、山秀麗のうまし地」力強く唱へれば又しも目に浮ぶ朝禮の會場、松風が身にしむ、永くこの氣分で居られることを祈る。

中川、六郷、長野、三村聯合幹部講習會の一員

古代日本文化の中心地、群馬の榮光と誇りとを表徴する聖地、一ノ宮の東國敬神道場に於ける生活、之れこそは私共が願望であり憧れであつたが、此の度三村青年團主催にて、此の希望の意外に早く實現されたことは、全く望外の喜に堪えぬ。

尊嚴と神秘に圍繞された道場の起居四日、是れこそは全く感激以上の何物でも無いのであります。先生と生徒間に於て師弟の義あつて、業務に差別なく上下苦樂を共にすることは私達の深く感ずる處であり、特に作業に於て深甚に感じました。不言實行反省自覺の尊さ如何に高い理想を以つて居りましても、現實に於ける道徳的行爲實踐の生活が根本であると云ふ事でありませぬ。

今や國家は非常時なりと云ふ。今回の敬神道場に於ける尊き教訓と體驗とを以つて修養處生の大本と爲すに於ては、非常時

何かあらんと思ひます。私は今回誠に機宜に適した青年團の催しに對して滿腔の謝意を表すると共に、是に依り得たる知識
信念を以つて農村の根本精神となし、益々より良き農村建設の爲に、私の個人の力は微力では有るが産業報國の旗旆の下に
一踏奮闘する覚悟であります。

多野郡聯合女子青年團再講習の一員

昨年の四月此の懐しき崇い道場で一泊二日間の講習でお世話様になつたのに、再び此の道場の門をくゞり修養出來ましたこ
とは全く思の外で喜びに堪えません。朝起きて神社の御前で禮拜する時の尊嚴さ思はず襟を正し身が引きしまるのを覚えま
す。其の時の氣持は筆舌には盡せません。それから諸先生の熱心なるお話を聞く時實に眞剣で思はず拳を握らずには居られ
ません。私は随分他の方々からもお話を聞きましたが、こんなに自分の頭に深く浸み込んだ事は御座いません。
靜坐も最初お世話になつた時はなんだか堅苦しく氣苦勞で御座いましたが、最後には全く落付いて何も考へないやうになり
ました。これも淨く正しい諸先生のお教を受けたお蔭と存じます。此の三日間の講習は私にとつて一生忘れれる事の出來な
い印象を與へて呉れました。此の規律正しい嚴肅の氣分を家へ歸つて實行したい考へで御座います。終りに諸先生に深く感
謝し、諸先生の御健康をお祈り申上げます。

昭和十三年四月十七日印刷
昭和十三年四月十八日發行

【非賣品】

發行所 東國敬神道場

群馬縣北甘樂郡一ノ宮町大字一ノ宮乙二、四七

發行者 石原太藏

群馬縣北甘樂郡富岡町大字富岡一、〇二八

印刷者 伊藤百太郎

群馬縣北甘樂郡富岡町大字富岡一、〇二八

印刷所 秀文社印刷所

279
144

279
144



